

「新しい競争ルールの在り方に関する作業部会」 第5回 ヒアリング資料

 SoftBank BB

 SoftBank

 SoftBank Telecom

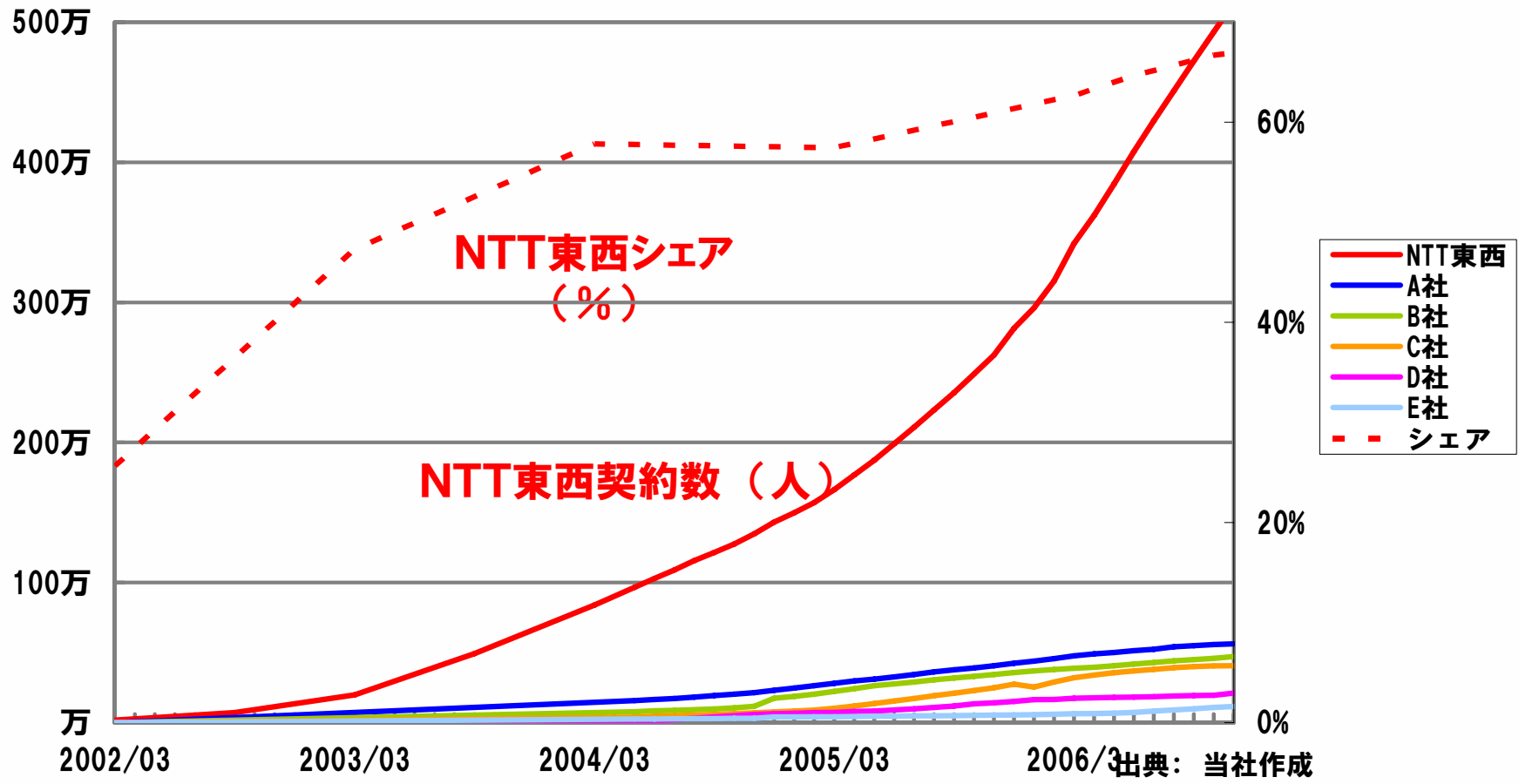
2007年4月20日

 SoftBank

1. 競争状況と競争ルールに係る現状認識

電気通信市場における競争の進展 ~FTTH市場における独占化の進展の事例~

- 電気通信市場における競争は進展しているのか？
- 健全な競争環境が確保されているのか？



- FTTH市場においては、競争が本格化しているどころか、NTTのシェアが拡大
- 健全な競争環境の確保がなされていないとの認識

■ FTTH市場における事業者の参入障壁となる各種問題点とその原因は？

【問題点】

- 不十分な設備開放
- 接続料の高止まり
- 接続料の不透明性



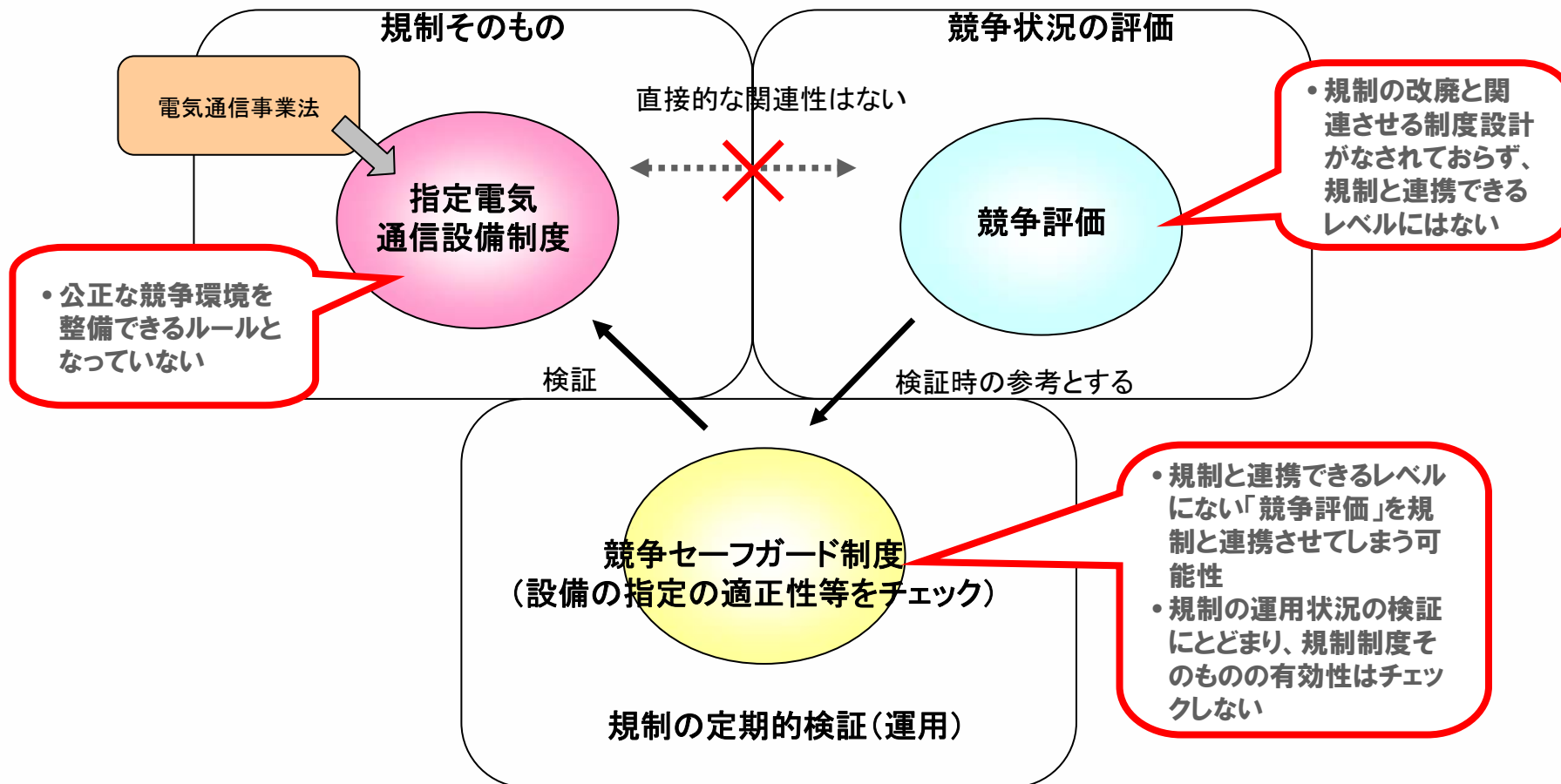
【原因】

- 接続義務により設備は開放されているが、開放ルールが不十分
- 実態に合った減価償却費が計上されていない
- 設備の貸出し単位が非効率(8分岐単位)
- 情報開示が不十分(メタル/光の配賦基準や、施設保全費、試験研究費の適正性が検証不可)



- 公正な競争環境が整備されておらず、FTTH市場における競争が進展していない

■ 指定電気通信設備制度と諸制度の課題とは？



■ 競争環境整備のための各種制度の枠組は存在しているものの、実効性のある制度連携が行われる仕組みとは言い難い

2. 競争ルールの見直しにおける重要な視点

■ 競争ルールの見直しにおいて、重点的に検討が必要と考える項目は？

- 規制の在り方について
- 市場支配力の認定の枠組みについて
- 市場支配力の認定の手法について
 - － 市場画定の在り方について
 - － 市場支配力の認定の在り方について
- 市場支配力を有する事業者へ適用する規制の在り方について

■ 各項目についての当社意見は、次スライド以降を参照

- 現行の指定電気通信設備制度は、ボトルネック規制の概念を基本として、ドミナント規制の性格も有している

【現行の指定電気通信設備制度における複雑な仕組み】

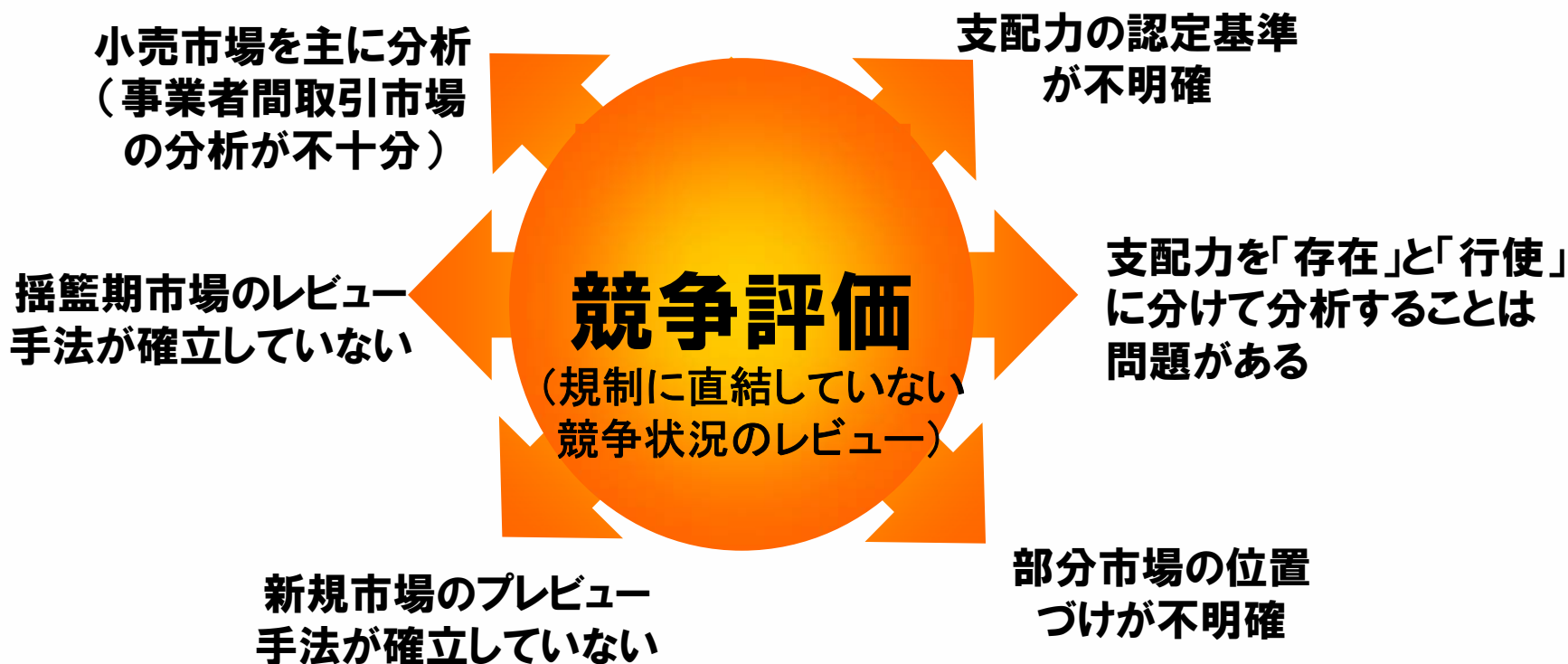
	第一種指定電気通信設備	第二種指定電気通信設備	
指定要件	都道府県毎に占有率が50%を超える加入者回線を有する	業務区域毎に占有率が25%を超える端末設備を有する	収益ベースのシェアが25%を超える
対象設備	不可欠性設備として指定された固定通信用電気通信設備	不可欠性は無いが、移動体市場で、相対的に多数の加入者を収容している設備	
規制	接続関連規制、行為規制、サービス規制の一体適用	接続関連規制	行為規制


段階的な規制

- 新しい競争ルールの在り方を考える上で、市場支配力認定の軸足(ベース)をボトルネック性、ドミナント性のいずれに置くべきか、あるいは両方に置くべきか等について十分な検討が必要
- また、認定のベースと賦課される規制の内容の整合性の確保が必要
- なお、議論を進める上では、ボトルネック規制、ドミナント規制等の言葉の定義の明確化が必要

- 現行、市場支配力の認定の枠組として存在する「競争評価」については、規制と直結する前提で制度設計がなされていない

【日本の競争評価における様々な課題】



- 新しい競争ルールに用いる「市場画定」や「市場支配力認定」を行うための新たな枠組の構築について、徹底的に議論がなされるべき
(例: 独立的な支配力認定機関の設置の是非や計量経済学的分析手法に偏重しない新たな認定プロセスに関する検討等)

■ 市場画定において、必要な視点は何か？

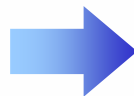
【現行の指定電気通信設備制度の枠組み】

- 現行の指定電気通信設備制度では、固定・移動の大括りの市場を設定
- 市場の範囲については、小売市場や事業者間取引市場の別は特段設けていない

**市場において支配力が認定された場合に、
小売と事業者間取引のいずれに対し、どのような規制を課すのか整理が必要**

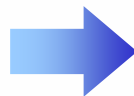
- 小売市場と事業者間取引市場の分析を個別に行い、問題の生じている市場に対し、適切な規制を課すことがわかりやすいのではないか？

小売市場における問題



小売市場への規制の適用

事業者間取引市場における問題



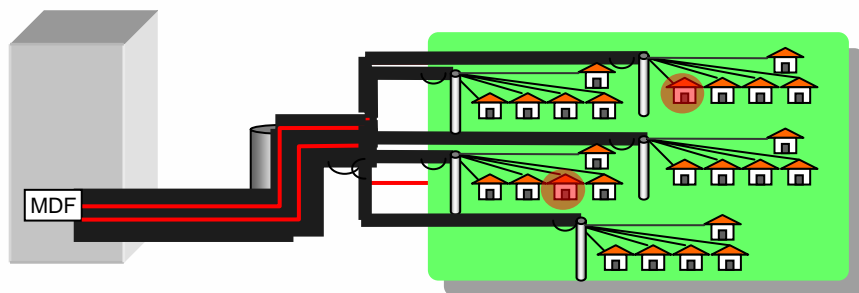
事業者間市場への規制の適用

- 小売市場と事業者間取引市場を区分し、それぞれの市場を分析した上で、必要な措置が適用されるべき

■ 事業者間取引市場の分析例(ADSLとFTTH)

- 共に第一種指定電気通信設備を用いて提供されているが、供給構造に相違がある
- FTTHの設備開放の方法が非効率なため、FTTHでは競争的なサービス提供ができない
- 従って、表面的な接続義務が定められている点をもって、「問題が無い」と判断することは適切では無い

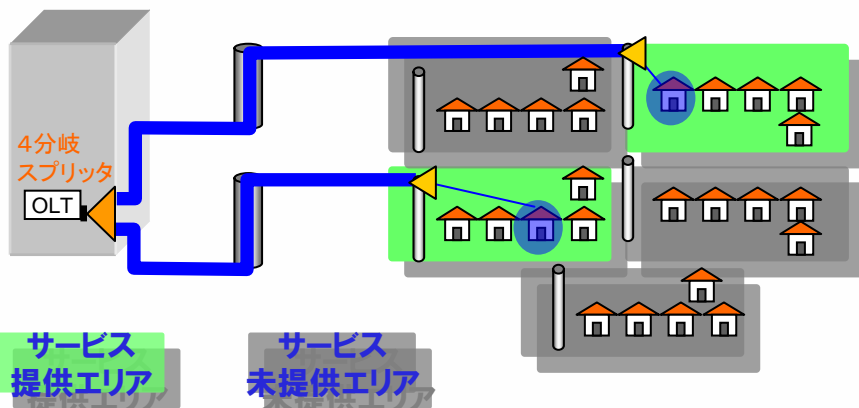
DSL



広い配線区域でサービス提供可能

1加入者単位の接続が可能

FTTH



狭い光配線区域しか提供不可能

8加入者単位での接続

- ADSLとFTTHを例にとりて、事業者間取引市場の分析を行った場合、別市場と判断される

■ 市場支配力の認定において、必要な視点は何か？

これら指標のどのような要素を市場支配力の要因と位置付けるかについて、基準の明確化(体系的な整理)が必要

定量化が容易な指標

- 市場集中度(HHI等)
- 市場の成長性
- 競争事業者数
- 市場シェア(順位や格差等)
- 料金体系の水準と推移

*他国の基準では、
(EU)シェアが50%超=ドミナンス
(FCC)HHIが1800以上=高度に寡占
等の指標があるが、これらは
あくまで参考値として利用

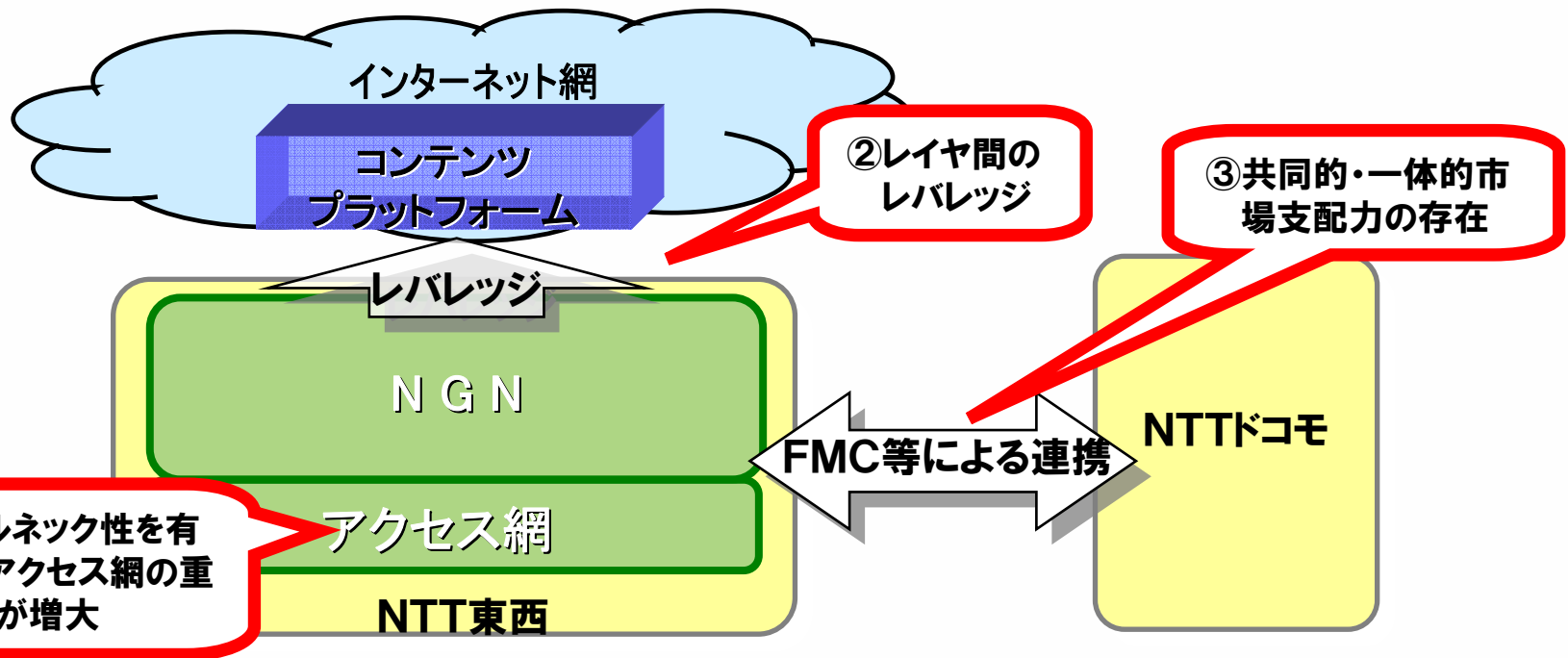
定量化がなされていない指標

- 参入容易度 (規模/範囲の経済、ネットワーク性)
- 隣接市場からの競争圧力(レバレッジ)
- 法制上の規制ルールの有無・規制ルールの内容
- 不可欠設備(ボトルネック設備)の存在
- 競争者の供給能力及び意欲
- スイッチングコストの程度
- 事業者の総合的な事業能力
- 販売力、ブランド力等
- 利用者の満足度や反応

- ## ■ 市場支配力の認定においては、市場シェア等の定量化が容易な指標のみでなく、定量化がなされていないボトルネック性の存在や、ブランド力等の指標も重視すべき

■ IP化の進展に伴って、以下に挙げる支配力の認定指標の重要性が高まることが想定される

- ① **ボトルネック性**（様々なサービスが、同一ネットワーク上で、距離の概念無く提供されることとなるため、アクセス網の重要性が増大）
- ② **レバレッジ**（レイヤ間の支配力行使を可能とするレイヤ型ビジネスモデルが進展）
- ③ **共同的・一体的市場支配力の存在**（FMC等による市場支配力を有する事業者間の連携を推進するインターモダル競争の進展）



■ IP化の進展により、「ボトルネック性」、「レバレッジ」、「共同的・一体的市場支配力の存在」等の定量化がなされていない各種指標の重要性は更に高まる

■ 市場支配力を有する事業者へどのような規制を適用すべきか？

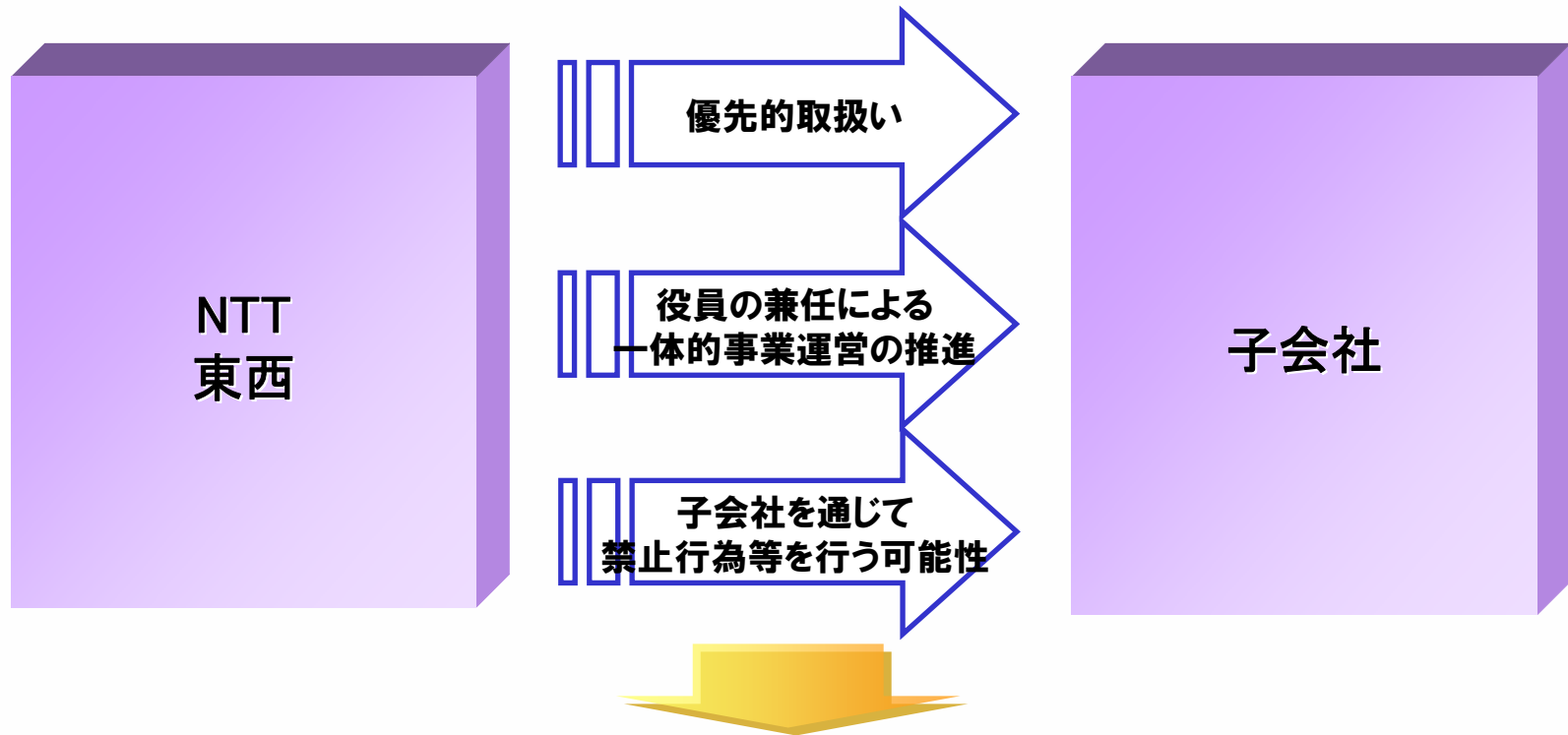
【現状における課題】

- 接続料が高止まりしている
- 競争阻害性の高い設備開放ルールが存在している
- ファイヤーウォールの実効性や特定業務以外への情報流用の有無等が十分に検証できない
- 会計制度の枠組において、接続料の適正性や、内部相互補助等を十分に検証できない
- NTT東西による上位レイヤ等への事業拡大や、NTTグループの連携による統合サービス(FMC等)の提供により市場支配力拡大の懸念がある
- 子会社等との一体的な事業展開が現行ルールの抜け道として利用されている懸念がある

等

- 現状の競争促進策では、十分な効果が得られているとは言えない
- 真に公正な競争環境を実現させるためには、NTTの構造分離、機能分離を実現するしかない

- 経営効率化や事業領域拡大の中で、NTTと子会社等との一体的な事業展開が進展することが想定される
- 従って、NTTの禁止行為やファイヤーウォール規制の重要性はより一層高まる



子会社等との一体的な事業展開が現行ルールの抜け道として利用されている可能性がある

- NTTの子会社等を通じた市場支配力の濫用の防止について、早急なルール化が必要

- **市場支配力の認定の枠組みについて**
 - **新しい競争ルールに用いる「市場画定」や「市場支配力認定」を行うための新たな枠組の構築について、徹底的に議論がなされるべき**

- **市場支配力の認定の手法について**
 - **小売市場と事業者間取引市場の区分及び分析を行った上、それぞれの市場毎に必要な措置が適用されるべき**
 - **市場支配力の認定においては、市場シェア等の定量化が容易な指標のみでなく、定量化がなされていないボトルネック性の存在や、ブランド力等の指標も重視すべき**

- **市場支配力を有する事業者へ適用すべき規制の在り方について**
 - **真に公正な競争環境を実現させるためには、NTTの構造分離、機能分離を実現するしかない(現状の競争促進策では、十分な効果が得られているとは言えない)**